

令和7年度 中部地方整備局
ダム事業費等監理委員会及び部会

日時: 令和7年7月28日10:00～11:30

場所: AP 名古屋6F Q ルーム

【 次 第 】

- | | |
|-------------------------|--------|
| 1. 開 会 | 10:00～ |
| 2. 挨 拶 | |
| 3. 議 事 | |
| 1)ダム事業費等監理委員会 | |
| (1)委員会規則及び部会運営要領の改正について | |
| 2)ダム事業費等監理部会 | |
| (1)天竜川ダム再編事業部会 | 10:15～ |
| 4. 議事要旨の確認 | 11:10～ |

令和7年度 中部地方整備局
ダム事業費等監理委員会及び部会

【 委員会・部会 出席名簿 】

(順不同、敬称略)

区分	氏名	所属	出席
委員長	マツオ ナオキ 松尾 直規	中部大学 名誉教授	対面
委員	オガワ ヨシキ 小川 芳樹	東洋大学 名誉教授	対面
	クニエダ ミノル 國枝 稔	岐阜大学工学部社会基盤工学科 教授	欠席
	タカギ マサキ 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所	対面
	トヨタ ユウジロウ 豊田 雄二郎	中日新聞社 論説委員	対面
	マツモト ユキマサ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科 教授	対面
天竜川ダム再編事業部会	ヤマダ マサシ 山田 真史	静岡県交通基盤部河川砂防局長	対面
	オンダ チハヤ 恩田 千早	電源開発(株)中部支店長代理	対面

中部地方整備局ダム事業費等監理委員会 委員会規則（案）

第1条（総 則）

本規則は、「中部地方整備局ダム事業費等監理委員会」（以下、委員会という。）を設置、運営するにあたり必要な事項を定めるものである。

第2条（目 的）

ダム建設事業は、調査計画段階から用地補償、生活再建、ダム本体施工を経て管理段階に至るまで、長い期間と多額の事業費を必要とするプロジェクトであることから、事業者として一層のコスト縮減、工期遵守が求められる。そのため、建設段階にあるダム事業の事業執行において事業費及び工程管理の充実を図るため、ダム建設事業の実施方針及び各事業に共通する監理すべき主たる項目等について、有識者の意見を聴取することを目的とする。

第3条（委員会の事務等）

委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- 一 建設段階にあるダム事業における効率的な事業執行を図るための監理項目
 - 二 建設段階にあるダム事業における効率的な事業執行を図るための監理手法
- 2 建設段階にあるダム事業の事業執行状況等を効果的に発信するための方策について助言する。

第4条（委員会の組織）

委員会は、別紙の土木技術、社会経済、マスコミ情報等の有識者をもって組織する。

第5条（委員の委嘱等）

委員会の委員は、中部地方整備局が委嘱する。

- 2 委員会の委員は、本規則第9条第1項一から四三の各部会の委員を兼ねるものとする。

第6条（委員の任期等）

委員の任期は委嘱のあった日から4年後の年度末までとし、再任は連続3期までとする。

第7条（委員長）

委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が委員長代理として委員長の職務を代理する。

第8条（委員会の開催）

委員会は、必要に応じて中部地方整備局の要請により、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、非公開で開催する。

第9条（部会の設置）

委員会には、本則第3条第1項一及び二に関して事業の実施状況を確認するため、次の一から四三の部会を置く。

- 一 新丸山ダム建設事業部会
- 二 設楽ダム建設事業部会
- 三 天竜川ダム再編事業部会
- ~~四~~—三峰川総合開発事業部会

- 2 部会の組織、運営等必要な事項については、別に定める中部地方整備局ダム事業費等監理部会運営要領による。

第10条（情報公開）

委員会の会議資料及び議事要旨は、次の一から八の情報を除き公開とする。

- 一 個人に関する情報及び特定の個人を識別できるもの
 - 二 法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの
 - 三 国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
 - 四 率直な意見の交換及び中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
 - 五 特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
 - 六 国もしくは地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれのあるもの
 - 七 地方公共団体が経営する企業の経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの
 - 八 希少動植物の生息場所等の当該生物の保護に支障を及ぼすおそれのあるもの
- 2 委員の氏名及び所属は公表するものとする。

第 1 1 条（委員会事務局）

委員会事務局は、国土交通省中部地方整備局河川部に置く。

第 1 2 条（雑則）

本規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定めることができる。

附 則

本規則は、令和 元年 8 月 2 1 日から適用する。

令和 2 年 5 月 2 2 日一部改正

令和 4 年 1 月 1 8 日一部改正

令和 5 年 9 月 7 日一部改正

令和 7 年 7 月 2 8 日一部改正

中部地方整備局ダム事業費等監理委員会 委 員 名 簿

区 分	分 野	氏 名	所 属
委員長	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学／名誉教授
委員	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学／名誉教授
	コンクリート工学	くにえだ みのもる 國枝 稔	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	マスコミ	とよだ ゆうじろう 豊田 雄二郎	中日新聞社／論説委員
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授

(五十音順、敬称略)

中部地方整備局ダム事業費等監理部会

部会運営要領（案）

第1条（総 則）

本要領は、中部地方整備局ダム事業費等監理委員会規則（以下、規則という）第9条に基づき部会を運営するにあたり、必要な事項を定めるものである。

第2条（目 的）

部会は、規則第3条第1項一及び二に基づき事業の実施状況を確認し、意見をすることを目的とする。

第3条（部会の事務等）

部会は、次の一から六に掲げる事項を確認し、意見を述べるものとする。

- 一 事業を巡る社会経済情勢の変化
- 二 事業の進捗状況と事業進捗の見込み
- 三 当該年度の予算と事業実施内容
- 四 当該年度の実施目標及び実施スケジュール
- 五 コスト縮減策の具体的な内容
- 六 その他

第4条（部会の組織）

部会は、別紙の中部地方整備局ダム事業費等監理委員会委員（以下、委員という。）、ダム事業毎の関係行政機関及び利水者等（以下、構成員という。）をもって組織する。

第5条（部会長）

部会には部会長を置き、中部地方整備局ダム事業費等監理委員会委員長（以下、委員長という。）が部会長を務めるものとする。

- 2 部会長は、部会の事務を掌握し、議事を進行する。
- 3 部会長は、必要に応じて部会長の指名する者を部会に招請し、意見を求めることができる。
- 4 部会長に事故あるときは、規則第7条第3項により委員長が指名する委員が部会長の職務を代理する。

第6条（部会の開催）

部会は、原則として毎年度1回を開催するものとし、中部地方整備局の要請により、部会長が招集する。

- 2 部会は、本要領第4条により組織される委員の過半数かつ構成員の過半数の出席をもって成立する。なお、関係行政機関、利水者等の構成員は代理出席を可能とする。
- 3 部会は、非公開で開催する。

第7条（情報公開）

部会の会議資料及び議事要旨は、次の一から八の情報を除き原則公開とする。

- 一 個人に関する情報及び特定の個人を識別できるもの
 - 二 法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの
 - 三 国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
 - 四 率直な意見の交換及び中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
 - 五 特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
 - 六 国もしくは地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれのあるもの
 - 七 地方公共団体が経営する企業の経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの
 - 八 希少動植物の生息場所等の当該生物の保護に支障を及ぼすおそれのあるもの
- 2 委員及び構成員の氏名及び所属は公表するものとする。

第8条（部会事務局）

部会事務局は、ダム事業担当する次の一から四の事務所に置く。

- 一 新丸山ダム工事事務所 (新丸山ダム建設事業部会)
- 二 設楽ダム工事事務所 (設楽ダム建設事業部会)
- 三 天竜川ダム再編工事事務所 (天竜川ダム再編事業部会)
- ~~四 三峰川総合開発工事事務所 (三峰川総合開発事業部会)~~

第9条（雑則）

本要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会において定めることができる。

附 則

本要領は、令和 元年 8月21日から適用する。

令和 2年 5月22日一部改正

令和 2年 8月21日一部改正

令和 4年 1月18日一部改正

令和 4年 5月17日一部改正

令和 5年 9月 7日一部改正

令和 7年 7月28日一部改正

新丸山ダム建設事業部会 名 簿

区 分	分 野	氏 名	所 属
委員長	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学／名誉教授
委 員	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学／名誉教授
	コンクリート工学	くにえだ みのる 國枝 稔	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	マスコミ	とよだ ゆうじろう 豊田 雄二郎	中日新聞社／論説委員
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授
構成員	関係行政機関	いけだ だいすけ 池田 大介	岐阜県県土整備部河川課長
		しもいち こうへい 下市 幸平	愛知県建設局河川課長
		かんな ひろまさ 喚阿 宏真	三重県県土整備部河川課長
	利水者等	ど い ひろゆき 土居 裕幸	関西電力(株)再生可能エネルギー事業本部 丸山・笠置発電所改良工事所長

(順不同、敬称略)

設楽ダム建設事業部会 名 簿

区 分	分 野	氏 名	所 属
委員長	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学／名誉教授
委 員	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学／名誉教授
	コンクリート工学	くにえだ みのもる 國枝 稔	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	マスコミ	とよだ ゆうじろう 豊田 雄二郎	中日新聞社／論説委員
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授
構成員	関係行政機関	しもいち こうへい 下市 幸平	愛知県建設局河川課長
		ひがしの けんたろう 東野 健太郎	愛知県建設局水資源課長
	利水者等	やまざき すみと 山崎 澄人	愛知県企業庁水道部水道計画課長

(順不同、敬称略)

天竜川ダム再編事業部会 名 簿

区 分	分 野	氏 名	所 属
委員長	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学／名誉教授
委 員	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学／名誉教授
	コンクリート工学	くにえだ みのも 國枝 稔	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	マスコミ	とよだ ゆうじろう 豊田 雄二郎	中日新聞社／論説委員
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授
構成員	関係行政機関	やまだ まさし 山田 真史	静岡県交通基盤部河川砂防局長
	利水者等	おんだ ちはや 恩田 千早	電源開発(株)中部支店長代理

(順不同、敬称略)